

○富田林市道路占用料条例

昭和55年4月7日

条例第15号

最近改正 令和2年12月21日条例第36号

(総則)

第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、市が徴収する占用料の額及び徴収方法については、別に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(占用の許可)

第2条 道路を占用しようとする者は、別に定める申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(占用料の額)

第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によることができないものについては、別表に準じて市長が別に定める。

(占用料の免除)

第4条 道路の占用が公共の利益となる場合で市長が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず占用者の申請により、その占用料の全部又は一部を減免することができる。

(占用許可の取消し)

第5条 法令又はこの条例に基く規則に違反した場合は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は条件を変更することができ、その占用料は返還しない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 7 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 12 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 8 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 11 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 6 項に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定する一般ガス事業者及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条第 1 項に規定する第一種電気通信事業者の占用料の支払い業務を行っている事業所ごとに算出した施行日前に設けている占用物件に係る占用料の額が、平成 10 年度以降各年度の前年度の占用料の額に 1.1 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超えるときは、当該調整占用料額とする。

附 則（平成 20 年条例第 12 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 13 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 32 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料から適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富田林市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料から適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(富田林市道路占用料条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 富田林市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成29年富田林市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表（第3条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,300
	第2種電柱		3,500
	第3種電柱		4,700
	電柱に係る支柱		3,500
	電柱に係る支線柱		1,600
	電柱に係る支線		680
	第1種電話柱		2,000
	第2種電話柱		3,200
	第3種電話柱		4,400

	電話柱に係る支柱		2, 8 0 0
	電話柱に係る支線柱		1, 5 0 0
	電話柱に係る支線		6 8 0
	その他の柱類		2 0 0
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	2 0
	地下電線その他地下に設ける線類		1 2
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4, 0 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1, 7 0 0
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4, 0 0 0
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4, 0 0 0
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	8 4
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		1 2 0
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		1 8 0
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		2 4 0
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		3 6 0
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		4 8 0

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		840	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200	
	外径が1メートル以上のもの		2,400	
	マンホール・管路等これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			4,000	
法第32条	上空に設ける通路		1,600	
第1項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路		1,000	
	その他のもの		4,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	32	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	320	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	320
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,200
	標識		1本につき1年	3,200
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	32
		その他のもの	1本につき1月	320

幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	32
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	320
	アーチ	1基につき1月	3,200
	車道を横断するもの		
	その他のもの		1,600
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	400

備考

- 1 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち、3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち、4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち、6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち、3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち、4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち、6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

- る。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
 - 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
 - 7 1件の占用許可について算定した占用料の額が100円未満の場合は100円とし、100円を超えるもので10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。